

衆議院 運輸委員會 議事録 第六号

昭和二十六年二月十九日(月曜日)

午後一時四十八分開議

出席委員

- 委員長代理理事 坪内 八郎君
- 稲田 直道君 岡村利右衛門君
- 尾崎 末吉君 黒澤富次郎君
- 橋 直治君 高山 鶴吉君
- 前田 正男君 満尾 君亮君
- 山崎 岩男君 木村 俊夫君
- 江崎 一治君 寺崎 覺君
- 出席政府委員
- 運輸政務次官 關谷 勝利君
- 運輸事務官(海運) 壺井 玄剛君
- 局海運調整部長 足羽 則之君
- 運輸事務官(鉄道監督局長) 柳澤 米吉君
- 海上保安庁次長 加賀山之雄君
- 委員外の出席者 日本国有鉄道總裁 今村 義夫君
- 送局軍車課長 岩村 勝君
- 専門員 堤 正威君

海事代理士法案(内閣提出第三八号)の審査を本委員会に付託された。

同日十四日

京都駅改築並びに鉄道高架建設促進に関する陳情書(京都府會議長中村庄太郎(第二一六号))

日本国有鉄道法中一部改正に関する陳情書(宇都宮市市會議長高橋新吉外三十四名)(第二二五号)

同(大宮市長津川辰政外一名)(第二二六号)

道路運送法第二十九條改正に関する陳情書(東京都知事安井誠一郎外十一名)(第二三八号)

日本海水域の浮流機雷に関する陳情書(舞鶴市宇内海運産業労組舞鶴地方協議會議長長木寅市)(第二四五号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

港則法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

海事代理士法案(内閣提出第三八号)

昭和二十六年年度運輸省関係予算に関する説明聴取鉄道輸送力整備計画に関する件

二月十四日

委員中西伊之助君辭任につき、その補欠として江崎一治君が議長の指名で委員に選任された。

同月十九日

委員江崎一治君及び飯田義茂君辭任につき、その補欠として川上貫一君及び寺崎覺君が議長の指名で委員に選任された。

二月十五日

港則法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

○坪内委員長代理 これより運輸委員會を開会いたします。

本日は都合によりまして、前田委員長が出席するまで私が委員長の職務を行いますから、御了承を願います。

去る十五日日本委員會に付託となりました港則法の一部を改正する法律案及び海事代理士法案の両案を一括して議

題といたしまして、その審査を進めます。

それでは両案につきまして趣旨の説明を願います。關谷政務次官。

港則法の一部を改正する法律案

港則法(昭和二十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十條の次に次の二條を加える。

(火災警報)

第三十條の二 特定港内にある船舶であつて汽笛又は汽角を備えるものは、当該船舶に火災が発生したときは、航行してゐる場合を除き、火災を示す警報として汽笛又は汽角をもつて長声五発を吹き鳴らさなければならぬ。

2 前項の警報は、適當な間隔をおいて繰り返さなければならぬ。

3 第一項の長声とは、四秒から六秒までの時間継続する発声をいふ。

第三十條の三 特定港内に停泊する船舶であつて汽笛又は汽角を備えるものは、船内において、汽笛又は汽角の吹鳴に従事する者が見易いところに、前條に定める火災警報の方法を表示しなければならぬ。

第三十七條の二中「海上保安監督部長を、海上保安監督部又は運輸省令で定めるその他の管区海上保安本部の事務所の長」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

海事代理士法案

第一章 總則

(業務)

第一條 海事代理士は、他人の委託により、對価を得て別表第一に定める行政機關に対し、別表第二に定める法令の規定に基く申請、届出、登記その他の手続をし、並びにこれらの手続に關し書類の作製をし、及び相談に應ずることを業とする。

(資格)

第二條 左の各号の一に該当する者は、海事代理士となる資格を有する。

一 海事代理士試験に合格した者

二 行政官庁において十年以上海事に關する事務に従事した者であつて、その職務の経歴により海事代理士の業務を行うのに十分な知識を有していると運輸大臣が認めたるもの

(欠格事由)

第三條 左の各号の一に該当する者は、海事代理士となることができない。

一 未成年者

二 禁治産者又は准禁治産者

三 禁こ以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しないもの

四 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分のおつた日から二年を経過しない者

五 第二十五條第一項の規定により登録のまつ消の処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

第二章 海事代理士試験

(試験の執行)

第四條 海事代理士試験(以下「試験」といふ)は、運輸大臣が、毎年一回行う。

(試験方法)

第五條 試験は、海事代理士の業務を行う能力があるかどうかを判定するため、左の事項について筆記又は口述の方法で行う。

一 一般法律常識

二 海事に關する法令についての専門的知識

三 その他海事代理士の業務を行うのに必要な実務上の知識

2 試験に關する規定の制定、試験問題の作成及び試験の合格者の決定は、相當の地位及び海事代理士の業務について広い経験を有する者五名の意見を徴してされなければならない。

3 前項の意見は、海事代理士になるための公正且つ均等な機会を保障するために、十分尊重されなければならない。

(合格証書)
第六條 試験に合格した者には、当該試験に合格したことを証する証書を授與する。

(受験手数料)
第七條 試験を受けようとする者は、受験手数料として五百円を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

第三章 登録
(海事代理士名簿)
第八條 海運局長(運輸省設置法昭和二十四年法律第五十七号)第三十九條の海運局長の長をいう。以下同じ。は、次條から第十二條までの規定による登録をするため、運輸省令で定める様式の海事代理士名簿を備え付けておかなければならない。

2 運輸大臣は、前項の規定により各海運局長が備え付ける海事代理士名簿により、全国海事代理士名簿を作製しなければならない。

(登録)
第九條 海事代理士となるには、海事代理士名簿に左の事項について登録を受けなければならない。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 事務所所在地
- 四 業務に使用する印章
- 五 第六條の証書の番号(第二條第一号に該当する者に限る。)
- 2 海運局長は、海事代理士となる資格を有する者が、前項の規定により登録の申請をしたときは、その者が欠格事由に該当する場合を除く外、遅滞なく登録をしなければならない。

除く外、遅滞なく登録をしなければならない。

(あつたな事務所の設置の登録)
第十條 海事代理士が二以上の事務所を設置しようとするときは、運輸省令で定める手続に従い、既に存する事務所の所在地を管轄する海運局長の許可を受け、且つ、あつたに事務所を設置しようとする場所を管轄する海運局長の備え付ける海事代理士名簿に前條第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び同項の規定により登録を受けた印章について登録を受けなければならない。

2 海運局長は、あつたな事務所の設置により当該海事代理士が、みずから誠実且つ敏速にその業務を処理することができなくなるおそれがあると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

(登録事項の変更)
第十一條 海事代理士は、登録を受けた第九條第一項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、その事由があつた日から七日以内に、海運局長に変更の登録を申請しなければならない。

2 海運局長は、前項の申請があつたときは、遅滞なく変更の登録をしなければならない。

(登録のまつ消)
第十二條 左の各号の一に該当する場合には、海運局長は、海事代理士の登録をまつ消しなければならない。

- 一 海事代理士が業務を廃止したとき。
- 二 海事代理士が死亡したとき。

三 海事代理士が第三條第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

(業務の廃止等)
第十三條 海事代理士がその業務を廃止したとき、又は死亡したときは、当該海事代理士又はその相続人は、その主たる事務所の所在地を管轄する海運局長にその旨を届け出なければならない。

(海事代理士名簿等の閲覧)
第十四條 何人でも、運輸大臣又は海運局長に対し、全国海事代理士名簿又は海事代理士名簿の閲覧を請求することができる。

(登録料)
第十五條 第九條第一項の登録を受けようとする者は、千円、第十條第一項の登録を受けようとする者は、五百円、第十一條第一項の登録を受けようとする者は、二百円の登録料を納付しなければならない。

(登録の細目)
第十六條 この法律に定めるものの外、登録の申請書の様式その他の海事代理士の登録に関する手続的事項は、運輸省令で定める。

第四章 海事代理士の業務
(海事代理士でない者の業務の制限)
第十七條 海事代理士でない者は、他人の委託により、対価を得て、業として第一條に規定する行為を行つてはならない。但し、他の法令に別段の定がある場合は、この限りでない。

2 海事代理士でない者は、海事代理士又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

(誠実等の業務)
第十八條 海事代理士は、誠実且つ敏速に、みずからその事務を処理しなければならない。

(秘密を守る義務)
第十九條 海事代理士は、法律に別段の定がある場合を除く外、その業務上取り扱つた事項について知り得た秘密を他に漏してはならない。海事代理士でなくなつた後、また同様とする。

(業務に使用する印章)
第二十條 海事代理士は、その業務を行うにあつて印章を使用するときは、第九條第一項の規定により登録をうけた印章によらなければならない。

(帳簿)
第二十一條 海事代理士は、運輸省で定める様式の帳簿を備え、左の事項を記載しなければならない。

- 一 取り扱つた事項の概要
- 二 委託者の氏名又は名称及び住所
- 三 委託者から受けた報酬の額の記載をした日から起算して三年間保存しなければならない。

(報酬)
第二十二條 海事代理士は、あらかじめ、その受けようとする報酬の額を定め、海運局長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 前項の報酬の額は、適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものでなければならない。また、特定の者に対し、差別的な取扱をするものであつてはならない。

3 委託者、他の海事代理士その他の利害関係人は、第一項の報酬の額が前項の規定に適合しないと認めるときは、その理由を具して海運局長に申し出て、報酬の額の変更を海事代理士に命ずべきことを求めることができる。

4 海運局長は、第一項の規定により届け出があつた報酬の額が第二項の規定に適合しないと認めるとき、又は前項の請求に理由があると認めるときは、報酬の額を届出をした海事代理士に、日時及び場所を通知して公聴による聴聞をし、その者に、その報酬の額が第二項の規定に適合することを述べ十分な機会を與えた後、その申立に理由がないと認めるときは、海事代理士に対し、理由を示して報酬の額を変更すべきことを命ずることができる。

5 前二項の規定は、海事代理士の受けようとする報酬の額が、事情の善い変更により第二項の規定に適合しないものとなつた場合に準用する。

第二十三條 海事代理士は、前條第一項の規定により届け出た報酬の額を、その事務所に、公衆の見易いように掲示しなければならない。

第二十四條 海事代理士は、第二十二條第一項の規定により届け出た報酬の額よりも高額又は低額の報酬を受けてはならない。

(懲戒)
第二十五條 海事代理士が、この法

律又はこの法律に基く処分違反したときは、海運局長は、左に掲げる処分をすることが出来る。

一 戒告

二 一年以内の業務の停止

三 登録のまつ消

2 海運局長は、前項各号の処分をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。

3 海運局長は、前項の聴聞を行う場合には、その処分をしようとする事由並びに聴聞の日時及び場所を、その期日の七日前までに、当該海事代理人に通知しなければならない。

4 聴聞においては、当該海事代理人又はその代理人に、自己又は本人のため意見を述べ、且つ、証拠を提出する十分な機会が與えられなければならない。

(報告)

第二十六條 海運局長は、この法律を実施するため必要があると認めるときは、海事代理人に対し、その業務に関し報告を求めることが出来る。

2 前項の場合において、海運局長は、当該海事代理人に対して、報告について必要な協力をしなければならない。

第五章 罰則

第二十七條 第十七條第一項の規定に違反した者又は第二十五條第一項第二号の処分違反して業務を行つた者は、六箇月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第二十八條 第十七條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

第二十九條 第十九條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2 前項の罰は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第三十條 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律施行の際現に第一條に規定する行為を業として居る者は、この法律施行の日から六箇月間は、第十七條の規定にかかわらず、従前の名称を用いて、第一條に規定する行為を業として行うことが出来る。

3 旧海事代理人取締規則(明治四十二年通信省令第五十二号)の規定による海事代理人の許可を受けた者は、この法律に基く海事代理人となる資格を有するものとす。

別表第一

一 運輸省の機関

二 法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所

三 都道府県の機関

四 市町村の機関

別表第二

一 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)

二 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)

三 船員法(昭和二十二年法律第百号)

四 船舶職員法(明治二十九年法律第六十八号)

五 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)

六 臨時船舶管理法(昭和十二年法律第九十三号)

七 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)

八 造船法(昭和二十五年法律第二百二十九号)

九 前各号に掲げる法律に基く命令

十 航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)

○ 閣僚政府委員 ますたたい提案されました港則法の一部改正の法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案によつて改正しようとする要点は、特定港内において船舶が火災を起した場合、船舶が発する火災警報に関する規定を新しく設けるものであります。

近來港内停泊中の船舶の火災事故は毎年多大に上り、その事故が絶えまじいので、この火災による損害の防止、軽減策につき種々検討しました結果、火災発生時にすみやかに火災警報がなされれば、人命及び財産の損害を軽減し得たものであるとの結論を得たのであります。この点に關しまして、米國、カナダ、東亜の諸港の種々の港則においても、一般火災報知手続に加えて、港内の火災発生船舶に対し、一定の火災警報を発する義務を課する旨法制化していることが判明いたしました。なお關係方面よりの強い要望もあり、わが國においてもこれらの火災警報に關する規定を港則法に取入れることが必要であると考へまして、ここにこの法案を提出した次第であります。

次に、海事代理人法案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案の對象となつております海事代理人が行う業務に申しますのは、他人の委託により、対価を得て、海事關係の行政機關に対し、船舶法、船員法、船舶安全法といつたような海事法令の規定に基きまして、諸種の申請、届出、登録等の手続一切を行い、かつ事業によりましては、船主のなすべき官庁に対する申請者としての協力義務を代行する業務であります。

この法律案は、このような海事代理人の行う業務が一般の利便に少からぬ影響のあることにかんがみまして、その資格を定め、試験、登録等の制度を設け、またその取扱に報酬額の届出、是正等につき規定を設けまして、事業を委託する海事關係者の利便をはかることと、海事代理人の行う業務の妥當な範圍を定め、關係業種との調和をはかるうとするものであります。

この業務に対する法規制といたしましては、昭和二十二年末までは明治四十年以来海事代理人取締規則、明治四十年通信省令第五十二号というのがありまして、この規則により管海官庁の許可を得た者に限り、その業務を行つておることとなつておりました。しかるころこの規則は、新憲法のもとにおけるいわゆる法律をもつて規定すべき事項を規定している命令として、昭和二十三年一月一日以降その効力を失ひ、爾後この業務は、法律上まつた自由な營業となつて今日に及んだ次第であります。

右の規則の失効後、これにかわるべき法律を制定すべきかどうか、制定するとなれば、いかなる内容のものとするべきかという点につき調査研究中でありましたが、主として次の二理由から、法律制定の必要があるとの結論を得ました。

すなわち第一の理由としては、運輸省並びに國會に対し、広く海事關係者一般から陳情、請願が参つておるという点であります。その趣旨とするところは、取締規則失効後、何人でもこの營業が行える關係上、しばしば不適格者の營業が見られ、一方委託者のうちには、もつぱら海上で活動する者が多いため、陸上における官庁關係事務についてはほとんど代理人にまかせきりとならざるを得ず、かつそれらの人は適當な代理人を選挙するの困難な実情であるので、事業の処理、報酬の類等につき、委託者の依頼にそむき、委託者に迷惑をかける場合も生じておるといふ実情である。そこで的確なる事業処理を期するため、その資格制限を行い、かつ業務の遂行につきましても、適當なる監督を加えられたいという点であり、この趣旨は、當省の実情觀察から来る結論と一致するものであります。

第二の理由としては、昭和二十五年に司法書士法が改正せられまして、一般に登記の申請は、船舶についても、司法書士でなければ業として取扱うことができないかの疑いが生じました。事実海事代理人の業務を行う者が、登記を所掌する法務府關係の機關において、登記の代領申請を拒否されたことがしばしばありました。今ではそのよ

うなことはなく、一応解決をいたして
おられますが、これは司法書士法の解釈
論に基く解決であり、かつまた最近の
の解釈論の生ずる條文につき、再度の
司法書士法改正の機運もあり、また
で、司法書士法の解釈論をまた、法
文上積極的に船舶の登記は、海事代
の業務としても、正当に行い得るもの
であることを明白にしておくことが、
ぜひとも必要であると考えられること
であります。この法律案はこのよう
見地から、なるべく広く利害関係者の
意見を徴して作成したものでありま
す。

この法律案のあらましは、お手元に
差上げてある要綱で大体おわかり願
えるかと存じますが、その骨子とし
るところは、第一には、この法律案で定
めた資格を有し、かつ適法な登録を受
けた者を海事代理士と称すること。第
二には、海事代理士でなければ、法律
案の別表第一に掲げた行政機関に対
し、別表第二に掲げる法令の規定に基
く申請、届出、登記その他の手続をし
たり、書類の作製をしたりすることを
営業として営んではならないこと。第
三には、海事代理士は、委託者保護の
見地から、ある程度官の監督を受ける
ということであり、

海事代理士の資格を限定したのは、
一般委託者が、安心して事を依頼し
得るためには、この程度の知識と経験
のある者であることが必要であると考
えられるからであり、原則として、試
験によることとしたしまして、試験規
定、試験問題の作所、合格の判定等
につきましては、民間の学識経験者の
意向を十分尊重することを、法律上明
致しました。また、登録制を設けたの

は、主として委託者が事を依頼すべ
き海事代理士を選挙するための便宜を
考慮したからであります。なおまた経
過的な措置としては、旧海事代理人取
締規則の規定で、海事代理人の許可を
受けた者は、当時すでに許可に際し試
験が行われており、その後の経験も豊
富に有しておると認められるので、本
法案による海事代理士の資格を認め、
あらためて試験を行うことなく、登録
することにより、ただちに海事代理士
となり得ることとしたいたしました。ま
現にこの種のことをとにかく業として
行っている者は、六箇月間は今まで通
り営業して支障ないこととしたしまし
た。なお猶予期間を六箇月間としたし
ましたのは、旧海事代理人取締規則の
許可を受けていない者の便宜を考慮し
たからであります。

以上簡單ではあります、本法案提
出の経緯、理由、その骨子につき申し
述べました。何とぞ慎重御審議の上、
すみやかに御可決あらんことをお願い
する次第であります。

○坪内委員長代理 それではまず港則
法の一部を改正する法律案につきまし
て質疑に入ります。江崎一治君。
○江崎(一)委員 今まで港則で船舶が
火災を起した場合は、どういふ処置をと
つておつたか、お話しください。
○柳澤政府委員 今まで船舶が火災を
起しますと、国際信号号によつて火災の
危険の旗をあげるようになっておりま
す。

か、危険物の搭載の率が非常に多くな
つたということ。そこでこの港則
法の一部改正によりまして、火災を防
止するために警笛を鳴らして、これに
よつて火災を防止する、こういうふう
に言つておられるけれども、火災を予
防するために警笛だけで十分なのかど
うか。もつとも一番の問題は、この原
因がどこにあるのかということに触れ
なければ、船舶の火災の問題は解決し
ないと思ふ。その原因をそのままにし
ておいて、警報だけやればそれで火災
が防げるとも考へておられるのかど
うか。その点きわめて不十分と思ふの
で、明らかにしていただきたいと思ひ
ます。

○柳澤政府委員 火災に關しまして、
積荷あるいは船舶の設備その他につ
きましては十分取締りをいたしてあり
ますが、その上に今まで不備でありま
した港則法の中に、火災発生上、すぐ
に知らせ得る警笛の條項を入れまして、
これによつて未然防止あるいは消火の
一日も早からんことを期待しておる次
第であります。

○江崎(一)委員 警笛を鳴らすこと
によつて火災を告知するということに
は、反対ではありません。しかしそれ
よりもつと重要なことは、設備に対
して規定し、危険物の搭載に対してあ
る制限を設けるということの方が、よ
り必要しやないかと思ふので、その点
について御意見を承りたいと思ひま
す。

それと相まちまして今の警笛を履行す
る、かような考へであります。なお危
険物等に関しまして、危険物搭載に
關する規則がありますので、これら
を嚴重にこれからやつて行きたいと考
へております。

○江崎(一)委員 そうすると今までそ
ういふ規則を嚴重にやつておらなかつ
たから、あんなに船舶の火災が多かつ
たのか、近ごろ火災が非常にふえたの
はどういふところが原因なのか、そ
の点を今の御説明の趣旨に従つて御説
明いただきたいと思ひます。

○柳澤政府委員 現在における船舶の
状況は、相當質が落ちております。従
いまして安全法の施行をいたしまして
も、戦後におきましては備品その他は
そろつてはありますが、その質に相當
低下があります。しかしながら現在そ
のレベルがやや上つて参りましたの
で、戦前に復歸した設備その他材料が
でき上るようになりまして、これによ
つて着々と戦前の状況に復歸しつづあ
るような状態であり、

る問題になりますと、海事代理士だけ
の資格ではやれないと思ひます。これ
はやはり弁護士の問題になると思ふの
であります。どうしてこういう非常
に幅の狭い業務だけを、特別な海事代
理士法というふうなものを設けなけれ
ばならないのか、この点非常に無理な
法律のような感じがあるのであります
が、その点はどうか。

○壺井政府委員 税務代理士、司法書
士、弁護士等につきましては、それ
ぞれの法律では付随的な業務といは
し、海事代願も行うことができる
ことに、それらの法律の建前及び本
法の建前上なつているのでございま
す。従つて弁護士、司法書士等にお
いて、かたりの人が海事代願の事務を
処理するわけでありませんが、なお百五十
名ばかりの専門の書士の方がおられま
して、専門的にこの仕事に當つてお
るわけであり、そのうち海事代願
をされる一般の人たちは、この百五十
人の人たちの活動によりまして、かな
りの便宜を得ておられるわけであり
ますが、同時にあまり実力のないにか
わらず、自分がこの仕事をやつてや
らうといふことを宣伝してまわりまし
て、實際やつてみると、非常に失敗し
た。同様のことが明治、大正にわたり
まして、たびたびあつたわけであり
ますので、先ほど提案理由にもありま
した通り、省令でもつてそういうこと
のないように、防禦及び是正の規則があ
つたわけであり、それが新憲法の
制定と同時に失効いたしまして、そ
のままとなつておつたのであります、
今仰せのように数の対象が少い面も
あり、そのまま放置しておいてもい

○壺井政府委員 ただいま全国で百五
十名ばかりあります。
○江崎(一)委員 こういう問題は非常
に範圍が狭いのであつて、これがまた
いろ／＼な法律上の調査をやるとかい

のではなからうかということでも多つたのでございませうけれども、最近そういった弊害の実例がございましたので、本法の制定を必要と認められた次第でございます。

○坪内委員長代理 他に御質疑はありませんか。——それは両案に対する質疑は、今日はこの程度に止め、次会に行いたいと思ひます。

○坪内委員長代理 次に昭和二十六年運輸省関係予算につきまして、前会に引続き質疑を行います。江崎一治君。

○江崎(一)委員 国鉄は第二次裁定によりまして、いよ／＼八千二百円ベースを実施することになつたわけでありまして、待望の八千二百円ベースはこの二月八日に暫定拂いを行い、そうしてこの二月二十日にその精算をやるのであります。手にとつて見ると、八千二百円ベースというのだから、おそろ／＼に国家公務員よりも上まつた給料が参るだらうと考へておつたところ、実は逆である。たとへば公務員の六千円クラスの人たちは、本給が大体九百三十円ばかり上つておりますけれども、国鉄はずつと少くして七百五十円から八百円くらいである、こういうように概して減つておる。しかも地域給を減らしたのは、本給に繰入れたからだと云つて居るのでございませうが、こういう場合にベースが上つたにもかかわらず、実際に絶対賃金も少いし、またベース改訂による値上りも少いという結果を来して居るのですが、一体これはどういふところに原因があるのか。これでは五十万圓鉄労働者をすつかりベテンにかけたよになつたのではないかと思ひますが、その点についてはどうもわからぬので、これを説明

て御答弁が願ひたいと考へます。

○足羽政府委員 国鉄の給與ベースが、今お話のように改訂になつたのでございませうが、さて現実に個々の人に当てはめてどういふような改訂になつたかということにつきましては、組合と国鉄との間で団体交渉に基いて協定が結ばれまして、それによつて給與規程が改正になり、それに基いて個々の人の給與が改正をされるわけでありませう。そこで地域手当にいたしまして、あるいはそういう給與の内容にいたしまして、公務員について定められて居るものと全然別個なものでございませうから、個々の人の個々の問題につきましては、あるいはお話のような事例があらうかと思ひますが、全体として給與ベースが上つたということにつきましては、その内容は従来御承知の通りに、昨年の本給に比してベース・アップは千円として予算が組まれ、それを財源としてそういう給與のきめ方がなされた、こういう点につきましては御了解をいただいたいとおる間違ひのない通りでございまして、公務員との関係についてはそういう差のありますこと、あるいは地域手当にいたしまして、公務員の方は二割五分、一割五分、五分だと思ひますが、国鉄の方は二割、一割、五分になつて居ります。いろいろ個々の点について給與の体系が違ふところから出た違ひはあらうかと思ひますが、その詳細の御指摘の点につきましては、ちよつとただいま私ここで御返答はいたしかねますが、あるいはそういう点があるかもしらぬと思ひます。

○江崎(一)委員 ただいまの御説明で、できる国鉄の公社のだれかに来ていただきたいと思ふのですが、この次の機会でもけつこうです。この問題は次の委員会に保留いたします。

次に二十六年度の車両の新造計画であります。貨車の新造計画につきまして、その内訳、どういふ貨車をどれだけつくるかということについて、詳しく御説明を願ひたいと思ひます。

○足羽政府委員 車両費は全体といたしまして来年度は、二十五年に比べて相当幅が広く大きく考へられておる、その大部分が貨車の増備というところに考へられておるわけでございます。その内容につきましては、最近資料の値上りもございませう、これをいかにきめて行くかということについては、いろいろ／＼な点から検討中でございます。行かぬかという点については、まだはつきり申し上げかねる次第でございます。この資料の値上りその他の点で、当初の予定より相当貨車をつくること、が少くなつて行くのではないかと、ふうな点が考へられるのでございませう、そういう点については鋭意現在検討中でございます。

○江崎(一)委員 今のお答は、資料の値上りがあつたから、ちよつと見当がつかぬというふうなお話であります。私の尋ねておるのは、そういう点ではありませんので、こゝしは青森でも約二百万箱のりんごが駅頭で腐つております。こういうふうな、国鉄は日本の民間産業に大きな打撃を與えてしまつた。こういうことを二度と再び繰り返さないために、貨車の計画は十分に慎重にやつてもらわなければいかぬが、この資料が値上つて、予定通りで

きぬというのはいかたがなかもしれませぬ。そうすればどういふ貨車をどういふふうにつくるかというのを、みな知りたがつて居ると思ふのです。大きな貨車もあるし、小さい貨車もありませう。そういう内訳について知らしめていただきたいと考へるわけでありませう。

○足羽政府委員 国鉄から配車課長が参つておりますので、現在いろいろ検討中でございますから、あるいは御満足に行くようにはつきりした考へ方まで、まだ御説明ができぬかもしれませぬですが、説明させていただきますと思ひます。

○今村説明員 ただいまお話のありました貨車の新造問題につきましては、絶対的な貨車の数量が不足であるといふことから、非常に御迷惑をかけておりました。来年度、ただいま監督局長から申し上げましたように、相当数の貨車を整備して行きたいということ、計画を進めておられます。その内容につきましては、大体わ／＼といたしましては、有蓋車と特殊車——冷蔵車でありますとか家畜車でありますとか、そういうふうな車に重点を置いて整備して行きたい、こういう計画で目下検討をいたしております。

○江崎(一)委員 今のお答は、資料の値上りがあつたから、ちよつと見当がつかぬというふうなお話であります。私の尋ねておるのは、そういう点ではありませんので、こゝしは青森でも約二百万箱のりんごが駅頭で腐つております。こういうふうな、国鉄は日本の民間産業に大きな打撃を與えてしまつた。こういうことを二度と再び繰り返さないために、貨車の計画は十分に慎重にやつてもらわなければいかぬが、この資料が値上つて、予定通りで

きぬというのはいかたがなかもしれませぬ。そうすればどういふ貨車をどういふふうにつくるかというのを、みな知りたがつて居ると思ふのです。大きな貨車もあるし、小さい貨車もありませう。そういう内訳について知らしめていただきたいと考へるわけでありませう。

○足羽政府委員 国鉄から配車課長が参つておりますので、現在いろいろ検討中でございますから、あるいは御満足に行くようにはつきりした考へ方まで、まだ御説明ができぬかもしれませぬですが、説明させていただきますと思ひます。

○今村説明員 ただいまお話のありました貨車の新造問題につきましては、絶対的な貨車の数量が不足であるといふことから、非常に御迷惑をかけておりました。来年度、ただいま監督局長から申し上げましたように、相当数の貨車を整備して行きたいということ、計画を進めておられます。その内容につきましては、大体わ／＼といたしましては、有蓋車と特殊車——冷蔵車でありますとか家畜車でありますとか、そういうふうな車に重点を置いて整備して行きたい、こういう計画で目下検討をいたしております。

○江崎(一)委員 今のお答は、資料の値上りがあつたから、ちよつと見当がつかぬというふうなお話であります。私の尋ねておるのは、そういう点ではありませんので、こゝしは青森でも約二百万箱のりんごが駅頭で腐つております。こういうふうな、国鉄は日本の民間産業に大きな打撃を與えてしまつた。こういうことを二度と再び繰り返さないために、貨車の計画は十分に慎重にやつてもらわなければいかぬが、この資料が値上つて、予定通りで

きぬというのはいかたがなかもしれませぬ。そうすればどういふ貨車をどういふふうにつくるかというのを、みな知りたがつて居ると思ふのです。大きな貨車もあるし、小さい貨車もありませう。そういう内訳について知らしめていただきたいと考へるわけでありませう。

○足羽政府委員 国鉄から配車課長が参つておりますので、現在いろいろ検討中でございますから、あるいは御満足に行くようにはつきりした考へ方まで、まだ御説明ができぬかもしれませぬですが、説明させていただきますと思ひます。

○今村説明員 ただいまお話のありました貨車の新造問題につきましては、絶対的な貨車の数量が不足であるといふことから、非常に御迷惑をかけておりました。来年度、ただいま監督局長から申し上げましたように、相当数の貨車を整備して行きたいということ、計画を進めておられます。その内容につきましては、大体わ／＼といたしましては、有蓋車と特殊車——冷蔵車でありますとか家畜車でありますとか、そういうふうな車に重点を置いて整備して行きたい、こういう計画で目下検討をいたしております。

○江崎(一)委員 今のお答は、資料の値上りがあつたから、ちよつと見当がつかぬというふうなお話であります。私の尋ねておるのは、そういう点ではありませんので、こゝしは青森でも約二百万箱のりんごが駅頭で腐つております。こういうふうな、国鉄は日本の民間産業に大きな打撃を與えてしまつた。こういうことを二度と再び繰り返さないために、貨車の計画は十分に慎重にやつてもらわなければいかぬが、この資料が値上つて、予定通りで

きぬというのはいかたがなかもしれませぬ。そうすればどういふ貨車をどういふふうにつくるかというのを、みな知りたがつて居ると思ふのです。大きな貨車もあるし、小さい貨車もありませう。そういう内訳について知らしめていただきたいと考へるわけでありませう。

○足羽政府委員 国鉄から配車課長が参つておりますので、現在いろいろ検討中でございますから、あるいは御満足に行くようにはつきりした考へ方まで、まだ御説明ができぬかもしれませぬですが、説明させていただきますと思ひます。

○今村説明員 ただいまお話のありました貨車の新造問題につきましては、絶対的な貨車の数量が不足であるといふことから、非常に御迷惑をかけておりました。来年度、ただいま監督局長から申し上げましたように、相当数の貨車を整備して行きたいということ、計画を進めておられます。その内容につきましては、大体わ／＼といたしましては、有蓋車と特殊車——冷蔵車でありますとか家畜車でありますとか、そういうふうな車に重点を置いて整備して行きたい、こういう計画で目下検討をいたしております。

○江崎(一)委員 今のお答は、資料の値上りがあつたから、ちよつと見当がつかぬというふうなお話であります。私の尋ねておるのは、そういう点ではありませんので、こゝしは青森でも約二百万箱のりんごが駅頭で腐つております。こういうふうな、国鉄は日本の民間産業に大きな打撃を與えてしまつた。こういうことを二度と再び繰り返さないために、貨車の計画は十分に慎重にやつてもらわなければいかぬが、この資料が値上つて、予定通りで

きぬというのはいかたがなかもしれませぬ。そうすればどういふ貨車をどういふふうにつくるかというのを、みな知りたがつて居ると思ふのです。大きな貨車もあるし、小さい貨車もありませう。そういう内訳について知らしめていただきたいと考へるわけでありませう。

○足羽政府委員 国鉄から配車課長が参つておりますので、現在いろいろ検討中でございますから、あるいは御満足に行くようにはつきりした考へ方まで、まだ御説明ができぬかもしれませぬですが、説明させていただきますと思ひます。

○今村説明員 ただいまお話のありました貨車の新造問題につきましては、絶対的な貨車の数量が不足であるといふことから、非常に御迷惑をかけておりました。来年度、ただいま監督局長から申し上げましたように、相当数の貨車を整備して行きたいということ、計画を進めておられます。その内容につきましては、大体わ／＼といたしましては、有蓋車と特殊車——冷蔵車でありますとか家畜車でありますとか、そういうふうな車に重点を置いて整備して行きたい、こういう計画で目下検討をいたしております。

ら、そんなのんきなことで、二十六年年度の輸送はきわめて不安です。きわめて責任のないことです。もつとしっかり返答してもらいたいと思う。今わからぬのなら、次の機会でもけつこうですから……。

○山崎(岩)委員 たいだいま配車課長さんから、二十六年年度の貨車の新造につきまして、有蓋車を多くつくりたいという御発言でございましたが、私としては非常に喜ばしいことと思つております。と申しますのは、青森県のりんごの凍傷を起したというのが、無蓋車の結果なのです。貨車に積んでもシートがない、むしろないのです。それでそれから積んだままにしておいて、そうしてそれを今度機関車で引張つて行くまでの間に、一週間も明けておくから、全部凍傷を起してしまふ。凍傷を起したものは東京に持つて来まして、これは全然市場の価値がありません。一月から東京に持つて来たものが、どんなにいたんでおるかというのを調べてみるには、市場と小売商店の中の方に入つてみる。実際無蓋車に積みますなら、まだ凍傷を受けない。ところが周囲にあるのや上に載つていけるものは凍傷を受ける。これが市場に行くと、十箱もいたんでないものを、五十箱も百箱もいたんだものとして、金も拂わない。ですから実際凍傷を受けないものでも、凍傷を受けたと同じような損害を受けることになつていくから、内地の、非常に天候のよい、全然雪の降らないような、寒気のあまり当らないようなところは、無蓋車でもそれはよいでしょうけれど

も、どうも東北、北海道にかけて雪害地方に配する貨車につきましては、今後とも有蓋車をひとつ何とかごめん願いたい。これをやつていただかなければだめなんです。魚は御承知の通り凍傷を受けても何でもない、使うことができる。わざわざこれを冷凍いたしまして、がち／＼に凍らせてしまつて送ることができません。りんごだけは、くだものだけはそういうわけに行かない。冷凍してしまつたものは使えない。冷凍してしまつたものは、いろいろ工夫しまして、そしてたまたまのところではそれをりんごジャムの方に向けるという案を立てて、二百万箱くらいはいたんだら、二百万箱から、約二、三百万箱を選んで、それをもつてジャムをつくらうという計画をたてて進めておるのです。これは全部凍つてしまつたものを東京に持つて来て、暖かい空気に触れて、それが解けた場合にはもうだめです。凍つたままのものを持つて行つて、かまの中で煮詰めてしまふ場合には、ジャムになつていくことがわかつて来た。そこで私たいろいろ研究して、何せ二千二百万箱もとれたら、何せ二千二百万箱もとれたら、今年のような貨車のこういう事態になつて来ると、思う通りに行きませんか。雪も多し、そのことはよくわかる。鉄道もなかなかよく、一生懸命やつてくれている。これはどうも私どもとしてどうしても投げておくことができないので、いろいろ工夫しまして、そして東京あたりへ持つて来て、凍傷を受けたものを

解かしてしまわないうちに、何とかりんご加工の方にしようというわけ、案を進めておるわけです。ですから、当局が有蓋車を多くこしらへたいという案に對しては、私どもとしては非常に感謝にたえない。その点ひとつ、日本国中の運輸送の計画を立てられる上には、九州や関西地方のように暖かい地方もあるでしょう。東北、北海道のような寒いところもあるわけですから、その点にらみ合せて、何とかこういふもの凍傷を起して使えないものにならないものにする処置をいたしましては、有蓋車を多く配車していただきたい、この点を地方の要望としてお願い申し上げておきます。

○江崎(一)委員 最近六箇月間における鉄道の滞貨の状態、何万トンくらいあるか、月別に、ひとつわかつておりましたら発表願いたいと思つておられます。

○今村説明員 最近六箇月の数字を今手元に持ちませんが、大体在貨の状況を申し上げますと、五、六月ごろまでは大体一日四十万トン程度の在貨を持つておりました。それが朝鮮動亂を契機といたしまして、逐次上昇いたしました。十二月には百五十万トンくらい、在貨に達したのであります。一月の初めに九十万トンまで下りましたが、最近再び出荷が非常に強調でありまして、百五十万トン、多いときには百六十万トンまで二月初めごろ上つたのであります。最近はややおちつきまして、百五十万トン程度に減つております。

○江崎(一)委員 この百五十万トンからの滞貨は、日本の経済復興と皆さん言われるのだが、これに大きな影響があると。この百五十万トンの滞貨は、いつごろはくことが出来るか、そういう見通しがあるかどうか、その点について御説明願いたいと思つておられます。

○今村説明員 今在貨の状況を申し上げますが、これに對しまして輸送の状況は、五、六月ごろまでは大体三十万トン前後しか送つていなかつたのであります。十月から十二月まで増送運動を起しまして、大体三十七、八万トンの線まで上昇いたしております。多い日には四十万トンという終戦後の最高記録をつくつております。最近雪の関係で少し落ちておりますが、最近におきましては大体三十七万トンから三十八万トンは確保されております。従いまして在貨全体といたしまして、百五十万トンの在貨が連続しておられます。これをいつ全部解消できるかという事は、これはランニング・ストックでございまして、全部なくなつたら鉄道の仕事になりませんので、われ／＼といたしましては、できるだけ早く百万トン前後までは持つて行きたいという気持は持つておるのでございますが、大体三十七、八万トン前後で、在貨がその大幅に今伸びておられますので、今しばらくはがんばれば、その大幅には解消できない、徐々にながらだんだん／＼よくなつて来るのではなからうかと思つております。

○今村説明員 増送運動で十月から十二月までやりました実績を申し上げますと、十月たまた／＼時刻改正を行つたしまして、その結果能率も非常に上つております。それから技術的には、

三月の計画を申し上げますと、三月は実は非常に出荷要請が強くありまして、千四百万トンくらいは要請があるわけでございますが、十二月が千二百八十六万トンの実績で、これは戦後最高でございます。三月の計画といたしましては、それを千二百四十四万トン

くらいまで能率を上げて輸送を確保したい、こういう気持で今進んでおるわけでございます。

○今村説明員 増送運動と言われたいへんだと思つて、技術的にはどういふ方法で増送をやられるか、その点を伺いたいと思つておられます。

○江崎(一)委員 増送運動をやられるのはいいのですが、その結果非常に無理が起つておるようにはわれ／＼は聞いておるのです。たとえは列車のスピード・アップをやる、そのためにレールが摩耗して、無理をやるものだから、脱線事故が起る。そういう事故がたたくさん起つておられます。それからまたダイヤが非常に複雑して来るので、乗務員がオーバークラスをする、超過勤務のために健康を害し、あるいは

そのために負傷をするような事故が、非常に起つておると思ふのです。そういう方法を施行しますと、国鉄の運営の上に非常に大きな支障を起すと思ふのですが、これらの点について将来どう考へておられるか、明確にしたい。だきたい。

○加賀山説明員 お答えいたします。無理といふことの解釈にもよるのですが、能率を極度に上げるためには、どうしても精一ぱいに使わなくてはならない。これは人の問題からいいても、施設からいっても、同じであります。但しそのために無理があると響いて、破綻が来るようではいけません。これは仰せの通りだと思ひますが、そういう使い方には私も考へておらないので、人も施設も、その持つてゐる能力一ぱいに働いてもらう、また働いてもらわなければ、現在のこの情勢を打開することはできない、かように考へております。

○江崎(一)委員 加賀山総裁はなかなか説明がお上手ですけれども、実際の現場においてになつたのですか。新鶴見の操車場あたりでどんなひどい強制労働をやつてゐるか、こういう点について実際に御存じであらうかどうであらうか。われ／＼不審に思ふのであります。その点はどうでしょうか。

○加賀山説明員 私どもこの現場を直接見てまわるといふ立場にございませんで、これは直接の現場の経営といつたしましては、管理局長という責任者がいるわけでありまして、われ／＼といつたしましては、全體的にそういう現場の直接の責任者の報告を徴し、そういうものを通じて対策を講じている状態であります。もちろん現場へま

わるような場合には、そういうつたおもな現場を私みずから観察をいたしました。現場従事員の直接の声を聞いていゝるつもりであります。元はそういう声が多分にありました。私は現在の国鉄労組員の中で、今江崎さんが御心配になつたようなことを立てていゝる従事員はないと確信をいたしております。

○江崎(一)委員 総裁がせつかくおいでになりましたので、先ほどの給與の問題をもう一度伺ひたいと思ひます。私は先ほどここで一回発言を求めたのですけれども、この国鉄は第二次裁定の結果、八千二百円ベースが今春から実施されるようになっておつて、いよ／＼八千二百円ベースの実際の給料を受取つたのがこの二月の八日です。ところが受取つてびつくりした。これは下の労働者諸君です。国家公務員は八千二百円ベースになつてゐる、国鉄は八千二百円、元は同し六三三ベースであつた。だから今度はおそらく相当上るだらうと思つておつたところが、手にもらつてびつくりした。国家公務員の給料の上りよりも一、二割少ない。ベース賃金は高くて手取りが少い。非常に不審に思つてゐる。こまかい地域給についても、国家公務員よりも国鉄の方が少い。なぜこういうことになるのかといふことなんです。これをひとつ加賀山総裁の方から、よくわかるように御説明をお願いしたいと思います。

○加賀山説明員 ただいま言われましたことで、ひとつ誤解がおありのように入ります。二月の上期に支給いたしましたものは、ふえていない。従

来のものの姿で支給いたしてゐるわけでありまして、ただいまの給與のベースを上げたつきましては、非常にいろいろ複雑な切りかえを要するわけでありまして、その計算をいたしてゐる段階でありまして、この二月の下旬には、その差額が追給されるという段取りになつておりますので、この点ひとつ御承知になつていただきたい。また上り方は、公務員の方が多いためにはないかといふ問題につきましては、私どもの方といたしましては、初めからいゝゆる八千二百円——実を申しますと八千四百円くらいに相なりますが、国会において審議をしていただきました四十九億を、全部それにつき込みました。いたしましたので、これは裁定そのままを実施いたしてゐるのであります。そこには何ら間違ひはない、かような状態でありまして、公務員の方は、私の方ではチェックいたしておりませんし、操作をする立場にございせんので、どういふやり方をしておるか、私どもは知らない。これは事実その通りであります。また建前からいいますと、日本国有鉄道が公務員でなくなつたので、そのベースなり体系なりは、公務員とは切り離して考へて行くといふような考へ方になつておるわけでありまして、公務員の方は、もつぱら各省の予算内でやられるだらうと思つておりますので、これと比較されて、公務員よりは少いではないかと言われましても、私どもとしてはお答えいたしかねます。

○江崎(一)委員 今二月の初旬に入。二ベースについての暫定拂ひをした、月末にその精算をするというように言われたのでありますけれども、現場で

は二月の八日に暫定拂ひを行ひまして、二月の二十日に精算支給をしておるので、これを合算して、今私が申し上げたようなことが言ひ得るのであります。全体としてのベース・アップは、国家公務員よりも約二百円余りも多いのです。ところが国鉄の従事員は、その給料の値上りと一、二割少ないので、これはどうしてもわからぬといふのです。あなたはなるほど国家公務員の方は御存じないかもしれせん。労働者にとつてみると、近ごろの賃金形勢はさつぱりわからぬ。わからぬようにできてゐる。これは日本だけでわかれぬようにつくつてゐるとわかれぬは考へる。こういうことでこまかさぬようにしてもらいたい。労働者は単純です。あなたのように頭がよくない。だからわかるように話してもらいたい。それがあなたの務めだと思ひます。

○加賀山説明員 たいへん異なことを承るのですが、われ／＼別に頭がよいと思つておりません。ごまかしてゐるといふようなおつしやり方ですが、これはたいへん迷惑に存じます。われわれは四十九億といふものを国会で審議を受けたときに、一体ではどだけベース・アップができるかといふことを考へたのであります。当時は約千円上ると言われておりました。それで計算してみると、当時は七千二百円といふ平均給でありましたので、八千二百円くらいになるが、その後の昇給や何かで、結局八千四百円くらいの平均になるという見込みでやつておりました。従つてこれは最初と全然見込みも違わなければ、また国会において審議

を受けた以上でもなければ以下でもないわけでありまして、国鉄の給與をいかにお責めになつても、われ／＼としてはいかんとし得ない問題なのであります。特に複雑だと言われましても、そんなに複雑なものではありません。頭がよくなければわからぬというような建前のものではなく、今回の切りかえの方式にいたしまして、現場でもよくわかる程度にやつておるのであります。また二月の二十日には支給されたとやつておりましたが、これは私には疑問があります。二十日に支給されるようには、おそらく現場に渡つていまいというのが私の観測であります。従つてそういうことはどこからお聞きになりましたのか、私にはよくわかりません。

それから公務員の方はどうしてそういうふうになつたかといふことは、私にお聞きにならないで、各省におただし願ひたい。どうして最初の人事院の勧告なり、最初のおきめになつたよりはふえておるのかといふことは、各省におただしになつた方がよいだらうと思ひます。私はそれを知りませんが、またかりに知つてゐるといたしましても、責任者ではございせんので、御答弁申し上げる立場ではございせん。

○江崎(一)委員 今二月の二十日と言ひましたが、二月二十日といふのは、二月の二十日に支給される予定額はちやんとわかつておられますから、それを合算したといふ意味でありますから、その点申し添えておきます。

○坪内委員長代理 次に鉄道輸送力整備計画に関する件を議題とし、前会に

引続き質疑を行います。質疑を許します。山崎岩男君。

○山崎(岩)委員 加賀山総裁が御出席なされたので、ちよつとお尋ね申し上げたいと思います。

この間の輸送増強の問題につきまして、岡田五郎委員からいろいろ総裁に御質疑がありました中に、駅頭滞貨の問題が取り上げられて、その際駅頭の滞貨というものは多少なければならぬ、駅頭滞貨が全然ないということになれば、貨車が配車されたにもかかわらず、載せるわけに行かぬものだから、多少の駅頭滞貨は必要だというお話がございました。私の方では駅頭滞貨というものがあれば、ただいまの時期ではたいへん困るわけなのです。先ほど配車課長さんからお話で、昭和二十六年度における貨車の新造計画については、有蓋車を多くやりたい御意向であることがはつきりいたしました。したが、私はそれは非常に賛成である。なぜならば青森県地方に参ります貨車は無蓋車が多くて、しかもシートも何も無い、むしろさえないか、手に入れることができないので、りんごを積みつばなしたその青果なるものが、温度の差によりまして、満足に東京に運ばれることもありませんけれども、非常に寒冷の際には凍傷を起して、市場価値を失つてしまふ、そのための損害は非常に多いのだ。それが有蓋車であるならば、その有蓋車の中に入りこんで積んでおりました、三日や四日、ある場合には雪の中におりましたも、凍傷を起すことはない、そういう意味から言いますと、私は有蓋車の方が賛成だということを申し上げたのであります。その有蓋車をせむつくと

いたきたいということが一つ。それから青森県のりんごの滞貨という点につきまして、は、この間もお話申し上げましたし、またその点について調査のために東京からでもだれかが派遣されておるはずでありますから、その方から御回答もあろうかと思つております。何せ青森県のりんごの状態というものは、一局部的なものでありますけれども、青果でありまして、生の物であります。その取扱ひ方が悪いということになれば、たちまちの間に何十億というような損害を受けることになりまふので、私も県民といたしまして、また運輸行政に多少でも責任を持つておる立場からしても、この点につきまして絶えず苦心をして、状況を観察しておるようなわけなのであります。加賀山総裁のなされた今までの縦割りに基くところの国鉄の機構の上において、私はどうしてまでもそれが円滑に運営されていぬという点を、遺憾ながら指摘せざるを得ないのであります。と申しますのは、青森県の状況は、三つの局に分割されてしまひましたために、貨車が少くなればなるほど、やはりセクシヨナリズム的なやり方が行われておるのである。貨車が少い、盛岡方面においても、岩手県方面においても、その貨車を何としても必要とするのであります。そうなるにつれて盛岡の管理局というものは、いかに中央において総裁の御威令があつても、総裁の思ふ通りに行かない。地方的にセクシヨナリズム的な考え方を持つて、自分の田に水を引くようなやり方が非常に多いのである。ですから総裁の方では、青森県の方の状況あるいは北海道の状況も照し合せまし

て、貨車の配車をうまくやれというふうな命令されましたも、どつこいそうはいかぬ。秋田県方面におきましてもその通り、秋田の停車場を通過しなければならぬ貨車は、秋田の管理局においてこれを押え、秋田の木材を積んで東京の方に来る、これは人情です。そこで青森県に對する貨車は、遺憾ながらターミナルの関係がありますから、思う通り運搬されて行かないという結果になるのであります。北海道の関係はどうかといふと、北海道に行く貨車は御承知の通り荷物積んで行きます。それが連絡船に載つて行きます。しかし荷物積まない貨車は、絶対に連絡船が積んで青森にもどつて参りません。そうすると北海道に参りました貨車は、青森県においてりんごの輸送できないようになるわけである。それです。それから青森県がまま子扱いをされておるわけなのです。三つに分割されておるから、そういうことになるじやありませんか。ですから中央においてあなた方がいかにいい計画を立てられましても、それは単なるテールプラン、ペーパーワークだ。そこでそういう計画を立ててやつても、結局するに中途において盛岡で押えられ、秋田で押えられ、北海道の函館で押えられまします結果が、残念ながら今度のりんごの輸送の上において、数億の損害を受けたという結果になると思つておる。そこでこの点について絶えず総裁に、どうもいやがらせのようなことを聞かなければならぬ、またいろいろな点を申し上げなければならぬのでありますけれども、私は何として今度のようなこの縦割りに制度による

輸送計画の点から、どうしても青森はまま子扱いをされる結果、青森県の重大な産業というものに、一大陸路が来ておるのだということを申し上げざるを得ない、この点について総裁はどうお考えになつておりますか、伺いたいと思ひます。

○加賀山山説明員 ただいまの御説に對しましては、遺憾ながら私どもはさうに考へておらないのであります。青森県を三分割したと言われますが、輸送の成績を見ますと、青森県下における旧原価を標準にして調べたところによりましますと、各鮮魚にいたしましては、りんごにいたしましては、昨年よりははるかに多くのものを送つておるのであります。これは特にその事に當りました住民の努力がしからしめたことは考へておりますが、実は施策の上におきましても、青函鉄道局長なるものはそういう考へ方をとつて青函を一手に持つておりました、この範囲の貨車を北海道へ運ばないで、青森県で使うという権限も持つておるのであります。また盛岡の管理局はそういう権限を持つております。時期的に見て青森のりんごの出る季節、あるいは鮮魚の出る季節には、空車の回送について特に留意してやるということを示しておるのであります。従つてセクシヨナリズムというよりは、そういうつたわれわれの指示がきいてそういうふうになつておる、かように考へるのであります。これが今山崎先生が言われるように、セクシヨナリズムが起つて取合ひになるようでは困りますので、それをも考慮いたしまして、青森には特に副支配人を配置いたしましたので、これを指令権を興えておるのであります。

○山崎(岩)委員 その滞貨の問題については、いかに内地の暖かい地方はそれでよいのです。そういう一つの源泉がなければならぬということもよくわかるのであります。けれども青森のような青果の取扱ひをするところにおいては、そういう滞貨が多いということ、非常に困るということ、それは申し上げておるわけでありまふ。それか

からだだいまのセクシヨナリズムの關係からしまして、青森には副支配人の三宅さんという、なか／＼優秀な方で、總裁の御信任の厚い方を置かれたという事は、總裁からもかね／＼聞いておるのであります。この間も三宅さんに会つていろいろ話をして、確かにこれは輸送の状況がよくなつておるといふことを聞いた。去年よりも一昨年よりもよい、しかし去年や一昨年はこんなとんだる日本の状態であつて、あれが標準にされたのでは、ほんとうのお答へにはならぬと思つておる。去年、一昨年などは、何からか今までまだこんな最近に至りましてから、皆様方の御努力によりまして、平靜の状態に復して来ておる。また鉄道の状態も、輸送關係にしまして、車にしまして、ずいぶんと思ひ切つて改善されておる。そのことは認める。けれども今年もよかつたといふことを言われる。現地の方々も言われまされども、それはあたりまえの話なのであつて、ここまで来たならば、もつと効果を上上げて行くのがほんとうではないか。効果を上げるのができなかつたために、私の方としては滞貨の結果、凍傷を見たりんごの敬といふのは莫大であるといふ結論が、ここに出て来ておるようになつたのであります。そこで私は總裁がいろいろな点において考えられた命令はよくわかるのです。秋田に對しても、また盛岡の管理局に對しても、總裁が特に気を配られておるといふことはよくわかるのです。けれどもそうは行かないのです。總裁の考えの通りには末端が動かぬのです。これはま

ことに残念だ。この間どういふことがあつた。これは私のごときはまことにとるに足りないことと思つておる。地方の新聞のごときは堂々と書いておる。青森に管理局がなくなつたので、小学校の生徒の輸送關係でも、非常なえこひいきが行われておると書いてある。それはどういふことかといふと、京都方面において行われたあの団体には、青森県からも生徒がたくさん出陣したわけだ。ところが盛岡から来る生徒に對しては、シートのついたりつばな客車が配給された。青森県から来る生徒に對しては、シートも何もついてない、実にそまつなひといもあつた。こういうひといも客車に乗せられたのでは、一体これで生徒は競技の力を養つて行くことができるものか。何時間というものの汽車に揺られて行かなければならぬ。それが板張りのシートも何もできていないやうな、まことにそまつなものに乗せられておる。このごときも、青森に管理局がなくなつた結果、こういうまま子扱ひをされておるのだといふことを、地方の新聞が書いておる。そこでそれを私のところに持つて来て、山崎、こういう状況だと言つて、それは君ら、あまりにひど過ぎる、ひどい批判だ、そんなものではなからうと、むしろ私はそれに対して大いに陳弁に努めたのです。そんなばか話はないのだ、それは配車關係でそういうことになつたのであつて、盛岡に管理局ができたからというので、特に生徒に對してもそういう不公平なやり方をするといふやうなことはないのだ。君らはそういうことまで取上げてわれ／＼を非難し、また当局を非難するといふこ

とは、実に迷惑だといふことを言つて、陳弁に努めて歩いたやうなわけだ。そんなことは、ここで申し上げるやうなことはありませんで、まあ座談的にでも總裁のお耳に入れるのですが、そういうふうにならぬやうな状況にまでなつて来ておる。これは何の結果かといふと、ただいまのやうなセクシヨナリズム的な考え方の現われだと思つておる。まことに私も残念です。こういうことは、あつて大きな産業を持つておるのでなければ、私は決して總裁に申し上げません。たとえ青森県知事は、りんご税の問題でもつて辞職いたしました。そのりんご税は、わずかに一億五千万円取立てるりんご税なのですが、それが地方自治庁の審議會で採択されなかつた。そのため一億五千万円取立てる税を取上げることができなくなつてしまつた。一体そのりんご税一億五千万円をとつて何に使うか。これは道路の改修費に使うわけだ。停車場まで持つて行くには、何としてもトラックを使わなければならぬ。そのトラックのために道路がいたむ。その道路を補修して行かなければならぬ。これはやはりりんごでもつていたんだ道路であるから、りんご税を取上げて、それで直すのがほんとうだ。こういう考え方をもちつて、青森県知事は原議会上程をもつて、予算が通つて、そして一億五千万円の補助金もちゃんと立てまして、政府の補助金も組んで、約三億ぐらいの金で道路の補修費を組んだわけだ。ところが地方自治庁において、りんご税をとつてはいかぬ、これは大衆課税だ、これを対象にするのはあまりに酷だといふわけで、その審議會で落選し

てしまつた。そこで青森県知事の立場といふものは、非常に困窮の状態に立ち至りましたので、責任をとつて、昨年の十月知事は辞職いたしましたのであります。わずかに一億五千万円の金でもつて、知事が辞職しておる。これはりんご税に關係する——りんご王国といつては何ですが、りんご産業の青森県としては、けだしまことにやむを得ない状態なのであります。そこで輸送上の問題につきましても、ややとすると五億、十億の損害を招来するといふことになるのでありますから、知事がいくら首をかけたも、私ども代議士がいくら首をかけたも、追いつくものではない。それほど大きな問題でありまして、特に私は總裁にお願い申し上げたのであります。これは何と申されまして、總裁の命令が地方の末端まで浸透しておりません。その結果は何としても、やはりこれは盛岡で押えられ、秋田で押えられ、のど首を押しえられたやうな状況になつて来る。たとえはこの間津軽新城かどこかで、貨車の脱線事故があつた。その事故について、新聞記者が記事にしようと思つたが、秋田の管理局に連絡をとらなければ記事にならない。そこで秋田の管理局へ電話で連絡をとつたが、一日一ばいかかつても電話が通じなくて、とうとうそれは記事の役に立たなくて、載せることができなかった。これはほんとうの語だ。こういう状態で、何か一つの事件が起つて、新聞記者がその事件に對するニュースをあげようと思つても、盛岡の管理局へ電話をかけなければならぬ、秋田の管理局へ電話をかけなければならぬ、函館の管理局へ電話をかけなければならぬといふふう

にやつている間に、すでにそれはニュース価値を失つてしまふ。これではどうにもならぬといふことを、新聞記者は言つておるのであります。青森県のような閉門の場所でありまして、總裁もいろいろ御配慮になつておるとはわかるのでありますけれども、これは何としても、地方的に末端にまで總裁の御意向が浸透してないといふ点を、遺憾ながら指摘せざるを得ないのであります。そこで私は、何と申してもこの機会において、輸送と關係をいたしました、總裁に一段の御奮発をお願い申し上げなければならぬといふ結論になるわけでありませぬ。

○加賀山説明員 りんごのお話を承りましたが、青森県としてはりんごが重要な貨物であるといふことは、われわれは十分承知いたしております。ただりんごの出る時期が、いかに思つてございまして、寒さに向つて出る。従つてでたらりんごをへんに輸送するという道があればともかく、そうではないために、やはりわれ／＼として行かなくては、それを腐らせないための設備を、県下に持つていたいただきたい。魚にいたしまして、魚の水揚げをする所には、やはりどこにも冷蔵設備というものがあつておるべきです。それと同じ意味合いのものを、われ／＼としてみてもお願いしたいのであります。要するに聞かなければならぬといふことで、三宅副支配人等が中心になつて、地元を生産される立場の方と、幾度か懇談をやつておるのであります。一体一日に何車あつて、何トン送るべきかといふ打合せであります。こち

らの計画としては、三千トンの計画を立てておるが、貨車をまわしても、それだけはない。もちろん日によつて、あるいは一日、二日食い違つた日があるかもしれないが、これは御了承願いたいと思ひます。結局その結果、生産者側から提出せられた要望は、千九百二十トンでよろしい、ということ、われわれが計画したよりも千トンも下まわつた数が要望された。従つて一日にそれだけの輸送でありますならば、何ら落度なくやり得る能力を持つておられますし、またそれを努めて来ておるというのが現状であります。それから先ほど、昨年より多いというのはあたりまえじやないかと言われましたが、私の方から申し上げますと、もちろん逐年トッキロは伸びて来ておりますが、昨年より鮮魚が五十何パーセント多いという数字は、どこにも出ていないのであります。全体がようやく一億三千四百万トンというところ、せいゝ三〇から四〇という数字になつてゐるわけでありすが、それが県下の輸送では、パーセンテージは、たとえば鮮魚について見ますならば約五二%、一昨年の八月から昨年の一月までの総合計に対して、そういう数字を出してゐる。従ひまして青森県下の輸送は、一昨年よりは昨年は、一般の平均より非常によくやつたということをお申上げておる次第であります。

それからいろいろ、御不便の点も御指摘がございましたが、たとえば事故等の場合には、少しでも鉄道のことをわかる新聞の方でありますならば、私はそれほど御不自由をお感じにならないで済むのではないかと。たとへばこれは鉄道電話もございませぬので、直接新聞記者諸君に電話をお使い願ふことはできないまでも、そこに副支配人もおれば、輸送長もおることありますから、これらを通じて鉄道電話によつて、十分現場の状況を把握することは可能であります。何も秋田を公衆電話でお呼びにならないでも、青森にいる鉄道の代表者を通じてお聞き願へば、ニュースにさしつかえない程度でやるはずでありまして、これは鉄道職員全般、クラブのあるようなところでは常識になつておるような問題と心得ておるのであります。もしそういう点で欠ける点がありましたら、私から重々その不心得をさとして、あやまちのないようにいたさせたいと考えております。

それから学生の問題、これは事実あつたかどうか、少くとも山崎先生からそういうお話が国会の委員会であつたとすると、私としてはこれを黙過することはできませんので、事実をよく調査いたしました。万一そういうことがあつたとすれば、今後の態勢を考えて行きたい。ただ申し上げたいと思ふことは、りんごにつきましても、りんごの長距離割引でありますとか、りんごの列車を九州まで出すということは、従来やつていなかったことをすでに実施してゐる。これらのよくなつた点について、十分お認め願ひたい。そういういい点は黙過されて、たま／＼出て来た欠陥だけを取上げて大きく言われたことは、はなはだ私どもとして迷惑といひますか、心外に存する次第であります。

○山崎(岩)委員 先ほど江崎委員も、加賀山線は御答弁が上手で困ると言

われたが実際私ども困る。今の学童の問題なんか、ただ座談的に、速記録にとつてはおりますが、あとで削除してもいいのです。一例でありまして、地方ではいろいろな点でひがみを持つてゐる。青森でなければ私は申し上げません。青森の場所であるがゆえに、最も重大な場所であると自他ともに許してゐると考へるから、私は申し上げるのでございまして、どうぞ今後ともこの点につきましては十分御研究くださいまして、快刀乱麻的に事態の收拾に當つていただきたい。私は決してつまらないことを——今の新聞記者の事件のごときでも、そういう事件がいろいろあつて、私どもの耳に入ることありますから、お話を申し上げたのであります。本委員会において取上げて論ずべきものであるかどうかということについては、私も十分承知するのであります。それほど大きな問題として取上げたのではなく、一つのエピソードとしてお話を申し上げたわけなのであります。要は私の聞かるところの問題につきまして、どうぞ十分御検討を加えられて、何分にも地方的のそういう問題が残つてゐる点に、御研究のほどをお願ひ申し上げたいと思ひます。

○坪内委員長代理 他に質疑もないようでございますから、今日はこの程度で散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。
午後三時五分散会